

公 共 物 の 占 用

- ◇ 公共物には普通河川と認定外道路があり、普通河川は河川法の適用又は準用を受けない河川をいい、認定外道路は、道路法の適用を受けない道路で、本市が敷地を所有するものをいいます。
- ◇ わたしたちの生活に欠かすことの出来ない水路と道路。どちらも大切なわたしたちみんなの財産です。

このため、公共物を私的に使用することは、法律や条例で禁止されています。

やむを得ず使用する場合は、公共物の占用許可が必要です。

また、公共物を占有する場合には、占用料をお支払いいただくようになります。

水路は、雨水排水路として、また、農業用水路として重要な役割を果たしています。水の流れを守るため、水路の上を駐車場や私的なものを置く場所などとして使用することは認められていません。

占有の許可対象となるものは、家屋の出入りに架ける橋などに限られ、その橋の間口幅などにも基準が設けられています。

○ 出入口の間口幅

歩行者用通路	(車両の通行はしない)	3m以下
一般住宅用通路	(小規模な店舗、事業所、共同住宅も含む)	4m以下
店舗・事業所・共同住宅用通路	(ただし、往来頻度が多いところ)	7m以下

※幅は上欄の内必要最小限が基準であり、必ずしも最大値が認められるものではありません

◇ 橋の占用料金は次の基準で計算されます。

○ 道路へ接するための河川の占用料^{※1※2}

一般住宅	占用面積 (㎡) × 200 円/年
それ以外	占用面積 (㎡) × 400 円/年

○ 土地と土地の間をつなぐ場合など上記以外の河川の占用料^{※1※2}

一般住宅	占用面積 (㎡) × 300 円/年
それ以外	占用面積 (㎡) × 600 円/年

※1 宅地等から出入りする通路の幅が 4m 以下のものは占用料が免除となります。

※2 世帯が別々でも同一もしくは共有の敷地内は合算されます。

(例) 一般住宅の場合

